

中小企業シェアリング 拡大事業

—生産性・競争力向上を図るため、ものづくり中小企業同士の情報・工作機械等の共有化に向けた計画策定に関する取組を応援します—

平成30年度
申請要領

公益財団法人京都産業21
京都府

目次

1 趣 旨	2
2 事業内容	3
＜申請資格に関する留意事項＞	4
3 対象経費	
(1) 補助対象経費	
(2) 補助対象外経費	
4 申請手続	6
(1) 申請様式・添付書類	6
(2) 申請受付期間	8
(3) 相談窓口・提出先	8
5 評価方法	8
6 交付決定等	9

1 趣 旨

消費者と生産現場を含め、あらゆるものがインターネットにつながる IoT 時代を迎え、需要に応じた供給の最適化、サービス提供のリアルタイム化のほか、マスカスタマイゼーション（個別大量生産）の実現など、時代に沿った生産プロセスの変革が求められています。

一方、ものづくりの現場では生産年齢人口の減少に伴う人手不足が構造化していることから、私たちの暮らしや産業、社会を成り立たせるためにも「生産性の向上」は、喫緊の、避けては通れない大きな課題として突きつけられています。

こうした状況に対し、これまでから製造コストの削減、納期の短縮、品質の向上などの弛まぬ努力を重ねてきた府内ものづくり中小企業が、更なる生産性向上、競争力向上を遂げていくためには、中小企業同士がつながることで、より小さい投資負担で、全体の生産プロセス改善と付加価値向上を実現していくことが極めて有効な解決策の一つと考えます。

そこで、本補助制度では、中小企業同士が IoT 技術を活用し情報や工作機械等を共有化することなどを通じて、生産性・競争力の向上を目指す計画の策定に係る取組を応援します。（京都府の補助を受けて実施するものです。）

<想定内容例>

○企業グループで複数の設備を連携して運用し、同時分散加工による短納期化等を実現するための計画策定の取組

（取組例）

- ・受発注/生産状況をリアルタイムで管理するためのシステム仕様の策定
 - ・各社の機器を連動させるために必要となる技術調査や稼働状況の把握のための既存機器への試験的な改造
 - ・シェアリング計画を連携して実施する協力企業の探索
 - ・シェアリング体制のオペレートに必要な人材育成や先行事例等の調査
- ※上記の取り組みにより策定した仕様に基づく必要経費の積算 など

○組合による共同利用機器の整備を目指す取組

（取組例）

- ・共同利用機器及び設置に係る建屋改修/基礎補強等の必要性の調査
 - ・共同利用機器の利用規則/料金/保守など骨格的な運用ルールを検討
 - ・共同利用機器の稼働状況を組合員間で共有するためのシステム構築/導入に関する技術調査
 - ・シェアリング体制のオペレートに必要な人材育成や先行事例等の調査
- ※上記の取り組みにより策定した仕様に基づく必要経費の積算 など

（以上は、あくまでも例であり、幅広い申請をお待ちしております。）

2 事業内容

対象事業	I o T技術を活用して、受注・設計・生産進捗管理等の状況などの「情報の共有化」、共有機械の設置や遊休機械の利活用などの「工作機械の共有化」、またはその組み合わせ等を通じて、ものづくり中小企業同士の連携・一体化による生産力・競争力アップ等の実現を目指す構想の検討や経費積算等の計画段階における取組 ※前ページに掲載した想定内容例のほかにも幅広い申請をお待ちしています。
申請資格	次のいずれかのものが対象です。 (1) 京都府内に本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する拠点（※1）を有する2社以上の企業（個人、会社）等で構成する企業グループ ・府内に本社及び拠点を置く中小企業者（※2）1社以上の参画が必須です。 ・グループの代表となる企業は、府内に本社及び拠点を置く中小企業者とします。 ・補助金交付対象企業は、府内に拠点を有する代表の中小企業者とします。 (2) 府内に本社及び拠点を有する組合（※3） (3) 府内に本社及び拠点を有する中小企業者（※4）
対象期間	原則として補助金交付決定日から12ヶ月間 対象期間は交付要領第6条の定めによる。なお、同条で定めるただし書きの交付決定日前に事前着手することができる場合の事例は次のとおり。 （例）交付決定日以降に開催される展示会に係る申し込み・支払いを、交付決定日以前に実施している場合 ※ただし、事前着手日から交付決定日までの間は「直接人件費」は補助対象外となりますので、御注意ください。
補助率	申請事業の実施に必要な補助対象経費の1/2以内
支援規模	120万円以内
採択予定	10件程度
評価基準	概ね次の基準に基づき総合的に評価します。 ①目標とするシェアリング計画の妥当性 ・現状で認識している課題と解決の方法（何をシェアリングするのか等）が適切か。 ・将来的な生産性/競争力の向上に効果が見込めるか。 ②補助対象期間における計画の具体性 ・①に記載の目標達成に向けて適切な準備段階の内容になっているか。 ○一定の事業参画企業数が見込めるか ○事業終了時に仕様や経費積算、運用ルール等が明確となっているか など ③計画策定に向けた実施体制 ・②の計画の策定にあたり適切な役割分担及び人員配置がなされているか。 ※平成31年度の『中小企業共同型ものづくり支援事業（シェアリング事業）』では、今年度の本補助制度の採択事業者については評価過程において考慮の対象とします。（次年度予算の成立を前提）

	※評価にあたっては、京都府中小企業応援条例に基づく研究開発等事業計画・中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画・京都府ヘルスケア関連事業計画において、認定・承認を受けた事業計画で申請される場合は審査時に考慮します。併せて、京都府中小企業「知恵の経営」実践モデル企業の認証を受けた企業は審査時に考慮します（いずれも認定・承認・認証の有効期間内である場合のみ）。
--	---

- ※1 会社の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本、個人の場合は確定申告書の控又は開業届の控（決算期を一期も迎えていない開業した方）により、京都府内に事業活動を遂行する拠点の所在が確認できることが要件です。
- ※2 交付要領第2条に定める者
- ※3 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他の法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合をいいます。
補助対象は、組合事業のうち、営利目的で実施する事業に限ります。
なお、社団法人（公益・一般）、財団法人（公益・一般）、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等は対象となりません。
- ※4 次のいずれかに該当する者については、大企業と扱わないものとします。
○中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
○投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

<申請資格に関する留意事項>

以下に該当する者は申請資格がありません。

① 不正経理・ 受給及び税 の滞納等が ある場合	国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納がある場合は原則応募資格がありません。
② その他	次のいずれかに該当するときは対象となりません。 ア 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を営むと認められるとき。（一部例外を除く） イ 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。 ウ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。 エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 キ 本社又は事業所の府外移転を行う（検討開始を含む。）ことが明確なとき。

3 対象経費

(1) 補助対象経費 (※1)

費 目	説 明
旅費	「構成メンバー」(※2)の事業活動に必要な旅費・交通費（公共交通機関の利用に限る。）。

直接人件費	補助事業にグループ構成員として参画する京都府内企業に従事する者の作業時間に対する給料その他手当。 ※時間単価は、2,000円を限度とし、基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額（所定外労働時間は対象外）とする。 ※原則として、役員は対象外であるが、小規模事業者（製造業20名以下、商業・サービス業5名以下）の法人の役員、個人事業主は対象とする。（※役員については定期同額給与を採用している役員の役員報酬の年間支給額。個人事業主は決算の所得を給与の年間支給額とみなす。）
材料費・消耗品費	補助事業遂行に必要な資材・部品・消耗品等の購入に要する経費等
備品購入費等	備品の購入費・リース料・割賦料、備品の製作・改造・使用に要する経費等 ※リース料・割賦料は、対象期間分のみが補助対象。
外注・委託費（※3）	自社内で加工・製作することが困難な部材や組立、ソフトウェア等について、図面・仕様等を明示した上で外部に依頼する場合に要する経費や要求仕様のみを示し相手方ノウハウにも期待した上での外部への製造委託等に要する経費。（ただし、補助対象事業の核となる要素すべてを委託することはできない。） また、試験検査等の委託費（京都府が設置する試験研究機関に対する検査手数料は除く）、市場調査、デザイン料、システム開発費、ホームページ（webサイト）制作等。 ※外注・委託による成果物が補助事業者に帰属しない場合は補助対象外とする。
その他直接経費	会議費（講師や専門家等への旅費・謝礼金、視察のための経費、外部のセミナー・講習会の受講料、会議や講演などを開催する際の会場や備品等の利用に要する経費）、広告料、パンフレット・リーフレット等の作成費、知的財産権の導入・出願等に要する経費、通訳料、翻訳料、試験費、展示会出展費用、雑役務費（常時雇用以外の短期アルバイト等の賃金）上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費（ただし、数量が個別具体的に把握可能なもののみとする）

※1）対象経費については別に定める「事務処理の手引」に基づいて処理すること。

- 他の補助金、助成金等の交付を受けている経費は補助対象にならない。
- 補助金交付申請額の算定段階において、公租公課（消費税及び地方消費税額等）は補助対象経費から除外して算定すること。

※2）「構成メンバー」とは補助事業に直接関与する、交付申請書（第1号様式）に記載された者をいう。

※3）構成メンバー間又は親会社・子会社等への発注や外注による経費は、原則、対象経費として認められない。

(2) 補助対象外経費

補助対象外経費の例は以下のとおりです

- ・タクシー代、ガソリン代、レンタカー代、高速道路通行料金、駐車料金
- ・文房具などの一般事務用品
- ・生産活動に直接関係のない、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、顧客データベース、総務財務システムなどのソフトウェア資産等の購入費
- ・華美なもの（必要以上に高価な什器、美術品等）
- ・雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・土地の購入費
- ・既存の建物・設備等の解体費・処分費
- ・自動車等車両（事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く）の購入費・修理費・車検費用
- ・特許維持費・商標権、電話加入権
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- ・調達材料の受発注や補助事業に係る関係書類の作成に係る人件費
- ・補助金の申請・報告等の書類作成・送付にかかる費用
- ・各種保険料
- ・商品券等の金券、収入印紙
- ・借入に伴う支払利息、公租公課（消費税及び地方消費税額等）、建物登記費用・官公署に支払う登録・証明手数料等、振込手数料（代引手数料を含む）
- ・京都府が設置する試験研究機関に対する検査手数料
- ・地鎮祭、上棟式、竣工式等の経費
- ・料理などの飲食及び贈答のために購入する土産物に係る経費、接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用
- ・帳簿、証憑等により、発注・契約、納品（検収）・履行完了、支払（決裁）等の経理処理が適切に行われたことを確認できない経費
- ・補助事業の遂行に直接関係しない目的が含まれる経費（補助事業に直接関係のない会社案内のホームページ製作費等）。ただし、目的外の経費相当額が明確な場合は、同額を除いた額を補助対象として扱うことができる。
- ・上記のほか、公的資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費

<その他留意事項>

法人税法第42条第1項では、「国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの」で取得又は改良する固定資産を、いわゆる「圧縮記帳」の対象としています。が、本補助金は対象外となりますのでご注意ください。

4 申請手続**(1) 申請様式・添付書類**

ア 本申請要領、様式等については、(公財)京都産業21ホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.ki21.jp/josei/sharingplan/h30/oubo.html>

イ 提出するのは、各書類2部（1部は写し）、CD-R等1枚（申請様式の内容がWord、Excel形式で全て記録されたもの）とします。

作成書類は、A4判、片面印刷で提出してください。記入は内容の正確を期すため、Word、Excelを使用し、判読し易く作成し、日本語で作成してください。

ウ 提出された書類は評価、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し、企業の秘密は保持します。なお、提出された書類等の返却はいたしません。

エ 提出された書類に不備がある場合又は受領後の精査の結果、申請資格がないことが判明した場合には、評価対象とならないことがありますので、ご注意ください。

＜提出書類＞

□必須、○必要があれば

	正副あわせて提出	グループ		組合/ 中小企業
		代表	構成企業	
作成書類 (●原本・押印)	① チェックシート	☐		☐
	② 交付申請書 (様式第1号) (●)	☐		☐
	③ 補助事業実施計画書 (様式第1号別紙1)	☐		☐
	④ プロジェクト参画メンバー一覧 (様式第1号別紙2)	☐		☐
	⑤ 補助金交付申請額内訳表 (様式第1号別紙3)	☐		☐
	⑥ 申請企業の概要 (様式第1号別紙4)	☐	☐	☐
	⑦ 事前着手届 (様式第2号) (●)	☐		
	⑧ CD-R等 (※)	☐		☐
添付資料 (★原本)	⑨ 法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書。発行後3ヶ月以内) (★)	☐	☐	☐
	⑩ 開業届控えの写し (決算期を一期も迎えていない開業した方(個人)のみ必要。)	☐	☐	☐
	⑪ 納税証明書 (府税に滞納が無いことの証明書。発行後3ヶ月以内のもの) (★)	☐	☐	☐
	⑫ 直近1期分の決算書 (貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書) の写し、又は 直近1期分の確定申告書の写し ・白色申告の場合: 確定申告書(第一表、第二表)、収支内訳書 ・青色申告の場合: 確定申告書(第一表、第二表)、青色申告決算書	☐	☐	☐
	⑬ 株主一覧が記載されている書類 (出資者、出資額の一覧が記載されているもの)	☐	☐	☐
	⑭ 各認定書の写し (P3評価基準※に該当するもの。有効期間内のもの)	☐	☐	☐

※CD-R等には、①～⑦の全てが記録されたもの。Word、Excel形式で保存

(2) 申請受付期間

ア 申請受付期間は次のとおりです。

平成30年8月3日（金）～ 9月28日（金）午後5時必着

→交付決定：11月頃（予定）

（注）様式及び添付書類は、グループに参画する企業毎に提出していただいても構いません。

ただし、1社でも提出が遅れた場合は、受付期間内に提出がなかったものとして扱いますので注意願います。

イ 平成30年度の「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」、「企業の森・産学の森」推進事業、「中小企業共同型ものづくり支援事業（シェアリング事業）」、「次世代地域産業推進事業」、「小規模製造業設備投資等支援事業」の各種補助事業の申請事業者が併願申請することは可能ですが、上記事業の採択者は本事業では採択されませんので、御注意ください。また、他の制度において併願申請が認められている場合にあっては、併願申請は可能ですが、他の補助金、助成金等の交付を受けている費用について、併用適用はできませんので、御注意ください。

(3) 相談窓口・提出先

相談窓口	京都府商工労働観光部 〆602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る ものづくり振興課 電話 075-414-5103、075-414-4852	
	京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室 電話 0774-21-2103 〆611-0021 宇治市宇治若森7の6	
	京都府南丹広域振興局農林商工部商工労働観光室 電話 0771-23-4438 〆621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1	
	京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室 電話 0773-62-2506 〆625-0036 舞鶴市字浜2020	
	京都府丹後広域振興局農林商工部商工労働観光室 電話 0772-62-4304 〆627-8570 京丹後市峰山町丹波855	
	最寄りの商工会・商工会議所、京都府商工会連合会、京都府中小企業団体中央会	
相談窓口・提出先	(公財)京都産業21 イノベーション推進部 産学公住連携グループ 電話 075-315-9425 e-mail : sangaku@ki21.jp 〆600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター	郵送又は持参
	(公財)京都産業21 けいはんな支所 電話 0774-95-2220 〆619-0304 木津川市木津川台9丁目6番地、相楽郡精華町精華台7丁目5番地1 けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）事務局内	持参のみ
	(公財)京都産業21 北部支援センター 電話 0772-69-3675 〆627-0004 京丹後市峰山町荒山225	

5 評価方法

- (1) 外部有識者等による評価委員が書面により評価を行います。
- (2) 評価経過や結果に関するお問い合わせには応じられません。また、必要に応じて(公財)京都産業21又は京都府関係者等が現地調査やヒアリング等を実施することがあります。その際、追加資料の提出を求めることがあります。

6 交付決定等

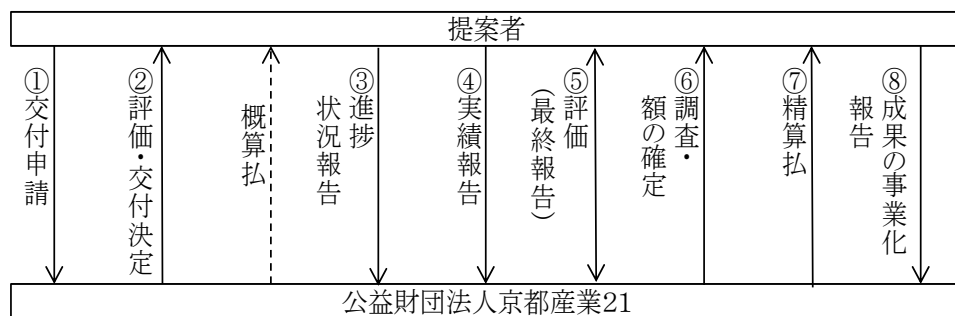
(1) 交付決定の可否については、(公財)京都産業21から申請者に通知します。

なお、補助金交付決定により必ずしも資金支援額が確定するものではありませんので御注意願います。

(2) その他留意事項

ア 交付決定案件については、公表の可否及び公表内容について、事前に申請者と調整・了承を得た上で、(公財)京都産業21のウェブサイトで公表するとともに、プレス発表など必要に応じて「テーマ名」と「申請者」を報道機関等へ紹介する場合があります。

イ 申請者(補助事業者)の①交付申請から⑧成果の事業化報告までのフローは下記のとおりです。



貴社の羅針盤になる知恵を見つけ、さらなる成長へ！

強みの発見から！

「知恵の経営」実践モデル企業認証制度

多くの企業には、強みの源泉となる「知恵」があります。

こだわりの経営方針や、技術を構築する人づくり、経験の蓄積から生まれたノウハウ、顧客との強いつながりなどです。

京都府では、中小企業の皆様が、自社の知恵を新たな視点で見つめ、報告書にまとめる中で、知恵を使って課題を克服し、経営を発展させるための支援を行っています。

◆「知恵の経営」報告書の活用例

経営課題の把握	事業承継	経営ビジョンの共有
「知恵の経営」報告書を作成する過程で、自社の「強み」や「弱み」が体系化されることから、今後の収益向上のための経営課題の抽出・把握に活用いただけます。	創業時の思いや、事業を継続する中で積み重ねてきた顧客・取引先との関係性など、後継者への円滑な事業承継のために必要なことを伝えるツールとしてお使いいただけます。	報告書を従業員に開示し、経営者と従業員の両者が経営ビジョンを共有することで、企画立案から意思決定に至るまで一貫性を持った事業体制の構築にお役立ていただけます。

◆認証のポイント

①知恵の評価	保有する「強み」（知恵）の特異性・優位性・成長性
②知恵の把握と活用	「強み」（知恵）を活かした経営戦略の実現性、市場における適合性
③知恵の開示	「強み」（知恵）の説明可能性と成長発展戦略の具体性

◆認証による優遇措置

○資金支援 文化産業振興資金

・独自の技術等を活かして成長発展する資金を低利・固定で融資し、積極的な事業展開を支援する制度

○広報支援

・京都府等のHPで貴社を紹介
・その他、様々なツールでPRします

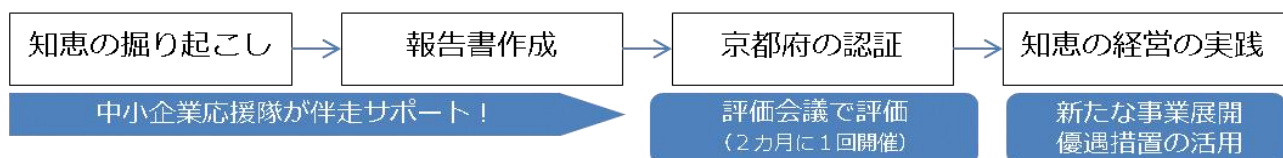
○情報提供

・メルマガ等での支援情報のリアルタイム提供

○販路開拓 チャレンジ・バイ

・認定製品を京都府庁が入札なしに購入可能（※購入を約束するものではありません）
・病院、社会福祉施設等の購入助成制度、京都府庁での率先購入による支援（平成27年度新規）

◆制度活用の流れ



リメイクのススメ

知恵の経営報告書の有効期間は2年です。2年経過後はぜひリメイクを！

- 内容：当初版で発掘した「知恵」の活用方法を見直す、新たな「知恵」の発掘から取り組む、等（手続は当初同様）
- リメイクの例

【A社】当初版：社長の経営戦略づくり⇒リメイク版：後継社長と従業員で作成、円滑な事業承継と社内統制

【B社】当初版：社内マネジメント⇒リメイク版：社外コミュニケーションツールとして新規顧客開拓

お問い合わせ・ご相談は、お気軽に！

京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL 075-414-4851 URL <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/i>

京都府知的財産総合サポートセンター（（一社）京都発明協会） TEL 075-315-8686

中小企業応援隊（商工会、商工会議所、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会等）

元気印中小企業認定制度 〈京都府オリジナル〉

経営革新承認制度 〈全国制度〉

中小企業の皆さまが自社の強みを活かして、新商品・サービスの生産販売・提供等の新たな取り組みにチャレンジし、経営の向上を図るための計画づくりと実践を支援します。

- 5年以内の計画
- 「研究開発」から「新商品・サービスの生産販売・提供」まで幅広いチャレンジが可能
- 「付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）の伸びを目指す！

- 3～5年以内の計画
- 「新商品・サービスの生産販売・提供」など経営の向上を目指す！
3年計画：付加価値額9%以上、経常利益3%以上
5年計画：付加価値額15%以上、経常利益5%以上

◆認定のポイント

新規性 実現可能性 市場性・将来性

◆承認のポイント

具体性 新規性・独自性 目標の実現性

◆認定・承認による優遇制度

○資金支援 文化産業振興資金
・独自の技術等を活かして成長発展する資金を低利固定で融資し、積極的な事業展開を支援する制度

○不動産取得税の軽減措置
・研究開発事業用に取得する不動産について、不動産取得税を軽減。
（軽減率10分の9）

○融資
・日本政策金融公庫の低利融資
○販路開拓
・中小機構による販路開拓コーディネート
・中小企業総合展への優先出展
○減税
・特許料減免（審査請求料、特許料）ほか

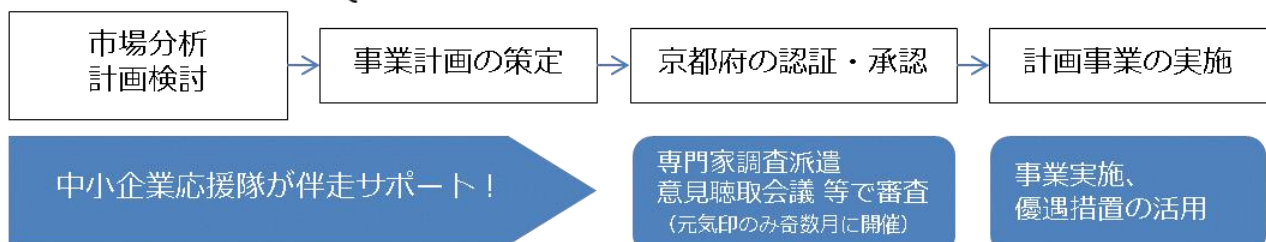
○広報支援 京都府等のHPで貴社を紹介するほか、その他の様々なツールでPRします。

○情報提供 メルマガ等での支援情報のリアルタイム提供

○販路開拓 チャレンジ・バイ
・認定製品を京都府庁が入札無しに購入可能（※購入を約束するものではありません）
・病院、社会福祉施設等の購入促進制度、京都府庁での率先購入による支援（平成27年度新規）

◆制度活用の流れ

「企業の森・産学の森」推進事業のⅡ・Ⅲコースの採択者は、元気印中小企業認定制度については、認定までの手続きを簡素化することができます。



お問い合わせ・ご相談は、お気軽に！

京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL 075-414-4851 URL <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/>
 （公財）京都産業21 商業・サービス支援部 TEL 075-315-9090
 中小企業応援隊（商工会、商工会議所、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会等）